

公益社団法人東近江市シルバー人材センター
令和 8 年度事業計画

1.基本方針

令和 7 年度の「高齢社会白書」によると、我が国の総人口は、令和6年 10 月1日現在、1億 2,380 万人となっている。65 歳以上人口は、3,624 万人となり、総人口 に占める割合(高齢化率)も 29.3%となった。65 歳以上人口を男女別に見ると、男性は 1,572 万人、女性は 2,053 万人で、性比(女性人口 100 人に対する男性人口)は 76.6 であり、男性対女性の比は約 3 対 4 となっている。65 歳以上人口のうち、「65～74 歳人口」は 1,547 万人(男性 741 万人、女性 805 万人)で総人口に占める割合は 12.5% となっている。また、「75 歳以上人口」は 2,078 万人(男性 830 万人、女性 1,247 万人)で、総人口に占める割合は 16.8%であり、65～74 歳人口を上回っている。高齢者の総人口に占める割合は 29.3%と過去最高となり、過去最高の超高齢社会となっている。

健康上の問題で日常生活に制限のない期間(健康寿命)は、令和4年時点で男性が 72.57 年、女性が 75.45 年となっており、令和元年までは延伸していたが、令和元年と4年を比較するとほぼ横ばいとなっている。公益社団法人東近江市シルバー人材センターでは、いつまでも、生き活きと健康で地域の仲間と共に輝き続けるために、令和 7 年度に引き続き「いきいき生活プロジェクト」を実施し、健康寿命の延伸にも努めていく。

国は、元気で働く意欲のある高齢者を労働力として位置づけ、定年退職後等の臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、シルバー人材センター事業の活用を推進しており、本事業の果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものとなっている。人生 100 年時代では、多くの人が働く期間が長くなると予想されている。2021 年 4 月からは、企業に 70 歳までの就業確保が努力義務化された。定年が延長される等、社会の労働力の構成が変わりつつあり、シルバー人材センターの会員入会平均年齢は、70 歳となっている。

シルバー人材センターは、人生 100 年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて、健康で地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとしての重要な役割を担っている。会員数と就業機会の拡大、シルバー派遣事業の推進、就業促進などに積極的に取り組み、センターの持続的な発展に努めていく。高齢者が、生活している地域で自主的に連帯し、共に働き共に助け合う、「自主・自立・共働・共助」の理念の下、夢が膨らむシルバー人材センターを目指して、会員並びに市民の皆様の期待に応えられるよう、加えて、「安全・安心なシルバー事業」の確立にも努め、令和 8 年度も、会員と役職員が一丸となって、様々な事業に取り組んでいく。

令和6年度から国の補助金の算出方法が変わり、会員数、就業実人員、受注件数、就業延人員が伸びないと補助金が減額されることになった。このことから、より一層会員の増や就業機会の拡大に取り組んでいく必要がある。

令和 5 年 10 月 1 日から、消費税に係る「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が施行され、会員に支払った配分金に課税された消費税(10%)を仕入税額控除することができなくなった。シルバー人材センターとして、新たな税負担が発生している。経過措置期間中の令和 8 年度は、上期については会員に支払った配分金に課税され

た消費税の 20% に当たる額を消費税として納税しなくてはならない。さらに、下期は会員に支払った配分金に課税された消費税の 30% に当たる額を消費税として納税しなくてはならなくなる。令和6年度には、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」が施行された。同法が施行され、フリーランスである会員に給付の内容、報酬の額、支払期日等を書面又は電磁的方法により明示する必要が生じ、書面の郵送料又は電算システムの利用料が必要になる等、これまで以上に経費の支出が求められるようになった。今後も、公益法人として法令遵守をし、インボイス制度やフリーランス・事業者間取引適正化等法に適正に対応していく。

【公益目的事業の実施計画】

令和 8 年度の実施計画

1. 就業機会等の確保・提供

○目標契約金額 5 億 7,400 万円 (派遣業務含む)

2. 会員の拡大

○目標会員数 1,160 人

- ① ハローワーク東近江との連携を図り、シニアセミナーの実施や相談業務を通じて健康で働く意欲のある会員の確保に努める。
- ② 会員の積極的な事業参画がシルバー事業の活性化に繋がると考えることから各種講座、講習会と連携しながら入会推進を図る。
- ③ いくつになっても活躍できる機会の創出に努め、退会抑制を図る。
- ④ 「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「参画する」高齢者が自己の希望を実現できるシルバー人材センター作りをし、入会推進、退会抑制を図る。
- ⑤ シルバーフレンドリーショップ制度、プラチナ会員制度による入会推進、退会抑制を図る。
- ⑥ 広報紙「シルバー東近江」や会報紙「事務局たより かけはし」、ホームページ、公式 LINE、デジタルサイネージや報道機関への記事提供を利用し活動内容等の周知に力を入れ入会促進に繋げる。
- ⑦ Web 入会システムの活用及び入会希望者への随時入会説明の実施により、さらなる会員拡大を図る。

1. 高齢者に対する雇用を伴わない臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業機会の確保及び提供

(1) 受託事業

- ① いくつになっても就業可能な仕事の確保・創出に努める。また、就業することが困難になった会員の居場所としてボランティアや仲間作り、各種講習や講座等就業以外の分野でも長く活躍できる環境整備を図る。

- ② 市や関係団体と連携を図り、家事援助サービスや子育て支援、空家・空地対策に積極的に取り組むことにより就業機会の確保に努める。
 - ③ 独自事業として、会員の持つ豊富な知識・経験・技能・特技を活かした自主的な活動が展開できるよう独自で提案された事業や会員が講師となり開催するシルバー文化教室やイベントでの会員の手作り品の販売、シルバーマルシェの開催等の支援を積極的に実施する。
 - ④ 指定管理事業として会員の持つ豊富な知識・経験・技能・特技を活かして、東近江市から指定管理者に選任された、織公園、五個荘体育館、永源寺運動公園、布施公園等、延命公園について管理運営を行う。
- (2) 安全・適正就業対策
- ① 就業前ミーティングの徹底や安全チェックシートの活用、安全基準の遵守、就業現場パトロール強化による事故の未然防止に努め、発生事故については安全・適正就業推進委員会を中心に事故の検証を実施して再発防止策を検討、その結果を安全ニュースで広く会員に周知する。また、理事会にも報告を行う。
 - ② 安全講習会や会員の基礎体力保持を図るための研修会や講習会、技能向上のための講習会を開催することで、事故防止に繋げる。
 - ③ 「安全ニュース」を最大限活用して、安全就業関係情報の提供や事故発生状況の周知をすることにより会員個々の安全意識向上に努める。
 - ④ 高齢者の交通安全及び運転について、安全意識の向上と運転技能の再確認から、滋賀県警察本部及び東近江市の協力により今年度も「オブジェ講習」を実施し交通安全意識向上に努める。また、運転業務従事者講習も引き続き実施する。
 - ⑤ 会員が安心して就労できるよう、厚生労働省が作成した「適正就業ガイドライン」に基づき適正なシルバー事業の推進を図る。
- (3) 普及啓発事業
- ① 年3回発行の広報「シルバー東近江」や毎月発行の「事務局たより かけはし」の内容をより充実させ、シルバーのイメージの転換、向上を図る。
 - ② 東近江市が開催するイベントに参加すると共に普及啓発チラシの配布を行う。シルバーフェスを開催して、積極的に普及啓発に努める。
 - ③ ホームページ、公式LINE、デジタルサイネージ、プレス発表等を活用して活動状況等の情報発信に努める。
- (4) 就業開拓提供事業
- ① Web受注の活用により時間外、祝祭日でも仕事の受注を行い会員の就業ニーズに対応した就業先開拓に努める。
 - ② 事業所訪問活動を通じ新たな職種の開拓を図る。
 - ③ 登録会員のデータベース(資格・技能・経験等)を活用した就業機会の確保に努める。

(5) 調査研究事業

高齢者の多様な形態による就業機会の拡大・生きがいの創出や地域社会の活性化への様々なアプローチが図れるよう、シルバー事業関係情報の収集等を行う。公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会、公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会及び民間団体等が実施する各種研修会・講習会等に積極的に参加し、高齢者の就業に関する具体的な問題点やニーズ、就業傾向を調査・研究し、その情報を会員や発注者に提供し、事業の適切な運営と発展に努める。

(6) 福祉関連事業

家事が困難な方の補助や介護保険では適用されない短時間の軽易な作業(電球交換、ゴミ出し、家具の移動、清掃、外出時の付き添いなど)への就業支援を積極的に行う。また、東近江市介護予防・日常生活支援総合事業にも引き続き参入していく。

2. 高齢者に対し雇用を伴う職業紹介事業又は労働者派遣事業による就業機会の確保及び提供事業

(1) 職業紹介事業

高齢者の多様な就業ニーズに応じていくため、基幹業務である請負就業に加えて、「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」における職業紹介事業を推進する。

(2) 労働者派遣事業

高齢者の多様な就業ニーズに応じていくため、基幹業務である請負就業に加えて、「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」を基本としつつ、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第39条に基づく特例措置を活用した業務拡大における派遣就業を、人手不足分野や現役世代を支える分野を対象にし、積極的な拡大を図る。

3. 高齢者に対する就業のための知識及び技能の付与のための講習事業

(1) 高齢者の雇用を伴わない就業のための講習事業

発注者からの多様なニーズに対応するため、各種講習会、研修会を活用し技能の習得及び人材の育成に努める。

(2) 高齢者活躍人材確保育成事業

デジタル社会への対応が急務の課題となっていることから、引き続き、地域高齢者に対するスマホ講習や相談会の実施によりデジタルリテラシーの向上に努める。また、高齢者が高齢者を支える側としての知識習得のために認知症サポーター講座を実施する。

4. その他高齢者の就業に関し必要な事業

ボランティア事業

市内布引小学校でのふれあいあいさつ運動を実施する。全国シルバー人材センター普及啓発月間の10月「滋賀県シルバー環境美化週間」において、清掃ボランティア活動を実施する。

5. 運営体制の充実を図るための取組

(1) 組織の充実強化

- ① 「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、会員による事業参画を積極的に推進するとともに理事会、委員会、地域班、職群班等の活性化を図り、組織の充実強化に努める。
- ② デジタル技術を活用した事務処理システム導入による組織体制強化及び業務の効率化を図る。
- ③ インボイス制度(適格請求書等保存方式)やフリーランス新法制定への対応はセンター運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営のために引き続き情報収集に努め、適切な対応を図る。